

## 中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱 (案)

## (目的) 要覧

第1条 「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「計画」という。）を推進するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら計画の推進、策定をすることを目的として、中央区地域健康福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 計画の進行管理及び策定に関すること
- (2) 地域健康福祉推進の方策に関すること
- (3) 計画の見直しに関すること
- (4) その他計画の推進に必要な事項に関すること

## (委員構成)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域住民組織代表者
- (2) 民生委員児童委員代表者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者

## (委員任期)

第4条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

## (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (委員長及び副委員長)

第6条 協議会には委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、中央区役所健康福祉課及び中央区社会福祉協議会に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成 21 年度中に委嘱された委員の任期は、第 4 条 1 項の規定に関わらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成 24 年度中に選任された委員の任期は、第 4 条 1 項の規定に関わらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。